

【総合領域】

研究論文

原爆遺跡の保存の意味を問う

李 桓*¹

Study on the Significance of Preserving Atomic Bomb Relics

LI Huan

Summary

This paper studies the concepts of atomic bomb relics and the meaning of preservation. Points regarding synthetic views on historical background, present condition and future vision, and urban planning relationship are suggested.

Keywords : (atomic bomb relics, memories of World War II, preservation, urban planning, peace learning tourism, nagasaki)

1. はじめに

終戦 75 周年を迎えた今年、被爆都市の被爆遺構にも多く焦点を当てられ、遺構の減少や保存の難しさなどがメディアに取り上げられ、市民の反響がインターネット上で確認された。しかし、保存を望まない意見が多く見受けられている。被爆の歴史を記憶するという立場だけを取ると、保存の意味が見出されるが、建造物の老朽化と耐震の問題、時に都市計画の傷害にもなるなどの側面が加わると、状況が難しくなる。被爆遺構はそれほど必要か、どこまで保存すればよいのか、という基本的な問題に関して、明確な答えは用意されていない。既に世界遺産登録や国指定となっているものは別として、残っている遺構類は維持管理と安全の問題が常にネックとなり、保存こそが難題であることは今の実情ではないか。昨今、都市の土木工事により新しく遺構や遺跡（例えば防空壕）が掘り出された場合、保存について前向きなケース

がほとんど見られない。このままでは、先は細くなっていく。現状を改善する必要があるか、どう改善するか、原爆遺跡とその保存の意味を再考する必要性は出ているように感じている。

原爆遺跡の保存の問題に関しては、歴史的な意味、都市学的な意味などを含め、広い視野から議論し、一層明確な施策が必要であると実感している。上の問題意識に基づき、本稿は「歴史」と「都市」の両方の立場から、原爆遺跡の保存の意味を整理していきたいと考える。本稿は論点の整理にウェイトを置き、これまでに行われてきたいくつかの実証的な考察をベースとしたものである。

2. 概念について

まず概念を明確にしておく。本稿で使う「原爆遺跡」とは、1945 年 8 月に投下された原子爆弾による「被爆範囲」にあり、原爆によって何らかの影響を受けた場所や

*¹ 工学部 建築学コース 准教授

その場所と一体となっている建造物や工作物などを含んで、今日に至っても大きく改変されておらず、おおよそ当時の形態や素材が残り、「原爆の記憶」を語ることに値するものをいう。本定義は行政によって使用されてきた「被爆建造物等」の概念に囚われるものではない。既存の物と重なる部分があっても、概念の捉え方に相違がある。そして、筆者が用いる概念は既存の物以外にも目を向け、これまでにリストアップされなかったものの再発見を含め、新たな対象的な画定の可能性も視野にしている。したがって、本稿での議論は、単なる現在リストアップされている対象を保存すべきか否かという単純な方向付けではない。被爆地において「原爆遺跡」がいかなる立場において整理されるべきか、そして整理と保存の密接な関係を導き出すところの概念化である。そもそも被爆の遺物・遺構は、内容も被害の程度も多種多様で、個体にとどまらず、個体或いは一群によって一定の論理的根拠においてまとめられ、多様な出口が開かれなければならないと考える。

しかし、上のように定義を明確にしたとしても、例えば明確な線引きによる簡単な画定はできるものではないと考える。いわゆる「被爆範囲」はおおよそ爆心地を中心として同心円状に外へ数キロまで広がる。戦後において「全壊・全焼」や「半壊」などの被害状況による線引き、あるいは「被爆地域」や「被爆体験者区域」のような放射線被害による線引きが存在するが、これらの既往の区分方法は、本稿でいう「原爆遺跡」とは直接な関係しない。ただし、「原爆遺跡」として検証する場合、これらの既存の被爆範囲は参考指標になり得る、と考える。

戦後 75 年もの歳月が経つと、復興計画に新たな都市計画が加わり、そして市街地再開発などによって、被爆都市は大きく変貌を遂げ、「原爆遺跡」となる材料はそれほど残っていない。残されているものでも多くが手を加えられている。そして、所有者は公私様々であり、一元的な管理の状態にあるわけではない。

したがって、「原爆遺跡」は再評価、再編、再構を含めて、新たな研究が求められる問題である。筆者は、原爆遺跡を再考する場合は、①被爆の背景、を重視する上、②現在の実態と現在の背景、③「原爆遺跡」として成り立つ条件と将来性、という諸方面の関係から新たに定めていく必要があるのではないかと考える。そこで、保存

意義の大きいものを割り出して、積極的に保存し、都市観光資源（平和学習資源）の一部として位置付けていき、そうでないものについては保存対象としない理由を明確にする。このような作業によって、原爆遺跡としての保存対象がより一層整理され、保存と活用につながる方法も見出されやすくなると考える。

関連の用語として、「被爆遺構」、「原爆遺構」⁽¹⁾、「被爆建造物等」⁽²⁾などが使われるケースが見られる。意味が近いと考えるが、使用者のイメージによって捉えるポイントは一致ではない。例えば「被爆建造物等」は行政（要綱や取扱基準など）に用いられるケースが多く見られるが、地上部分におけるもの、そして「建造物」に主眼を置くイメージが強いように見受けられる。いずれにせよ、対象が多種多様で適切に網羅できるような概念は存在しない。本稿では「原爆遺跡」を使い、被爆を受けた地上の建造物や工作物とその立地する場所を合わせてのイメージを捉え、既存の個々の遺構・遺物の再編をも目標に含める概念としたい。

原爆遺跡は、20 世紀に起きた人類史上最大かつ最も悲惨な戦争がもたらしたもので、「戦争遺跡」として見ることができようとする。日本では、戦争遺跡はいまだ各地域に残っていることがインターネット情報やメディアの報道で分かる。保存利用されているもの、手付かずのままに放置されているものなど、種類や状況はさまざまである。いずれ取り壊されていく立場のものも多く見られる。原爆遺跡は他の種類の戦争遺跡との根本的な相違点は原子爆弾が使われたということで、類を見ない被害、そして長期的にわたって終わらぬ問題がもたらされた。この特異性から何を見出し、何を発信すべきか、75 年経っても問い掛けられ、探求し続けられている。人類史上における究極の問題としての核兵器の保有の問題は国際レベルで議論されつつ、結論が待たされる。原爆遺跡は核兵器の使用や所有の問題を考える切っ掛けになることは間違いない。

優れた文化や悠久な歴史を称える「文化財」や「史跡」と意味が異なり、戦争遺跡は文化的価値というレベルとは別次元の存在で、イメージが暗く、実際に、破壊・放棄されるものが多い実態がこのイメージをさらに強くする。これまでの事例を見ると、いわゆる「史跡」と認定されない限り、戦争遺跡の保存に関する法令は見

当たらない。

被爆地の行政として、長崎市はこれまでに、「被爆建造物等」について認定が行われ、「取扱基準」などが作られている⁽³⁾。長崎における「被爆建造物等」の現状については、筆者は近年いくつかの実態調査をしてきた⁽⁴⁾。研究を通して気づいた問題点は、これまでに認定された「被爆建造物等」は、どのような根拠において選出され、そして、どのような理念において、対象の将来性を見通しているか、はっきり見えないところである。そして、リストアップされた対象以外にも被爆遺構はあるにもかかわらず、何の関心は示されない⁽⁵⁾。また、リストアップされランク付けされているにもかかわらず、いくつもの重要な建造物が取り壊された。このような状況は、今後は続かない保証はない。筆者は過去の認定に関する文章的な記録をさがしたが、見つからない。認定の根拠となる基礎資料（例えば議事録）が開示されない限り、史料の観点から考えると欠陥が残り、保存する理由も見出しにくい。原爆遺跡の認定や保存に関して、曖昧な部分が残っている実態が分かった。

3. 原爆遺跡と歴史の記憶

原爆遺跡と被爆の歴史との関係を考えてみたい。原爆遺跡は実物として被爆の歴史を記憶する史料の一つになり、歴史学習のための素材を提供してくれる。その役割は例えば「平和学習」を見ればわかる。史料の保存は歴史学に属する事柄であり、学際的な厳密さが求められるが、以下は史料学の観点に深入りせず、一般論的に筆者の観点を整理する。

被爆の歴史に関してこれまでに原爆資料館などの機関によって関連の遺物や資料が扱われてきた。資料館以外では、例えば被爆者による証言などの記憶資料が収録し続けられている。これらの実物と文字資料は極めて重要であることが言うまでもない。これらの資料との異なる点は、原爆遺跡は「場所性」という重要な側面を有し、具体的な場所的な情報から歴史を記憶し、または伝える、という特徴が見出される。場所の観点から原爆遺跡の重要性を考えることはこれまでにあまり重視されてこなかったように思う。例えば長崎の爆心地公園に被爆した浦上天主堂の一部が移築され、「保存」されているが、場

所のリアルさが失われたため、原爆遺跡よりもオブジェの一つになってしまっている。資料館に移された建物の一部も同じく、物理的ダメージを説明する以上、場所に結びつくリアルさは得られない。

「場所性」に加え、「時間性」も原爆遺跡が有する特徴の一つであると考ええる。この時間性とは、瞬間の出来事というよりも、ある長い時間の流れの中における種々の記憶で、場所的な情報と合わさって得られる記憶である。例えば建造物或いは工作物である場合、戦前のいろいろな時期に作られたものであり、そこに内在している歴史の出来事が様々に含まれる。そもそも被爆の歴史は被爆の時点だけではなく、近代史の流れの中からみることが必要である。原爆資料館などの場合は、「被爆」当時の資料展示にウェイトが置かれるため、被爆当時の状況を知るのに大変役立つが、時間の連続性から歴史を学ぼうとする視点にとっては物足りなさが残る。それと違って、原爆遺跡の場合は、どのような場所だったか、いつできたか、何として使われたか、どのように被爆したか、どのようなエピソードがあったか、さらにその後のことなどが続くこともある。情報は断片的であっても、より幅広い時間軸において過去を知ることができる。資料館で伝えられない側面の情報が補われる。

したがって、歴史を客観的側面から伝えるということを図る場合、場所を有する物的史料としての原爆遺跡は一定の役割を果たしてくれると考えられる。しかしそこで、何を原爆遺跡として選定し、どこまで、どのように残すかは簡単なことではない。現在の人による人為的な作業は避けられないため、人為的な部分を検証できる形にしておくことは必要不可欠となる。ヒロシマ原爆ドームは、原爆で破壊された物産陳列館という建物が建築家丹下健三提案設計の平和記念公園に組み入れられ、被爆の原型を止めた形でシンボリックに保存された。これは原爆遺跡を残す方法の一つであるが、現存するものは多種多様であることを考えると、それ以外にも保存の方法を見出す必要があると考える。保存方法の検証は重要課題となるのである。

前文でも触れたが、長崎市の場合を見ると、被爆 50 周年に当たる 1995 年ごろに大規模な調査が行われ、当時、確認できる 600 余りの戦前の物から 120 余りの物が「被爆建造物等」としてピックアップされ、さらに A、B、

C、Dの4レベルにおいてランク分けが行われた。このような作業は評価したい。前文でも触れたように、当時の選定作業に関する文章記録が見つからないため、選定作業の客観性についての検証ができないが、選ばれる以上は大切にしたい。しかし、いくつもの建築物類（小学校など）が取り壊されてきたことは既往の調査登録と取扱基準から説明できない。昨今、新たに話題となっているのは旧長崎警察署（図1）という建造物を巡る問題は新たに浮上してきた。詳細は別稿で発表している⁽⁶⁾ので、ここでは要点だけ挙げておく。大正12年（1923）にできたこの建物は昭和43年（1966）まで長崎警察署として使われ、その後平成30年（2018）まで長崎県庁の第3別館として利用されていた。県庁の移転に伴い、老朽化した戦後建築の旧庁舎本館（1953年竣工）が移転完了後に解体され、隣接する第3別館（旧長崎警察署）も取壊しの予定となっていたが、「大正建築」と「被爆建造物」という市民からの保存の声により、とりあえず取壊しの難が逃れたが、いかに扱われるかは全くの懸案となっている。この建物は長崎市の「被爆建造物等」のリストに載せられているものの、Dランクに区分され、C、Dランクの物は基本的に保存の義務はないとされる。長崎市の取扱基準によると、Dランクは「被爆当時の建造物等であるが、被爆の痕跡が全く認められず、原爆との関連も定かでないもの」である。被爆当時の状況については、例えば米軍による航空写真から、被爆後の県庁舎の一角にあるこの建物の佇まいを確認できる（図2）。当時この建物にいた長崎署警部の西山四十四さんが「爆風で吹き飛ばされた窓ガラスの破片が部屋中に飛び散った・・・」というような証言が残されている。「取扱基準」に従って、被害の物理的な「痕跡」の視点だけを重要視すれば、この建物は大きなダメージを受けなかったことはあるかもしれないが、これは偶然的な要因によるものに過ぎず、だからと言って、保存価値のない被爆建造物だという見方は、1990年代では異議の少ない見解であっても、被爆建造物の数が激減してきた2020年現在の状況を踏まえ、加えて原爆火災によって破壊されたもと県庁舎のある立地場所などの状況を吟味すると、「原爆遺跡」としての史的価値を再評価しても良いのではないかと筆者が考える。何しろ、この建物は公共の物なので、引き続き公共の場所として計画し利用することは

容易である。しかし、この建物の「被爆建造物」としての評価を挙げていても、これで保存すべき理由にはならない。どちらかといえば、「被爆建造物」としての評価に抵抗感がある。戦後75年が経って、今更「原爆遺跡」と言い出しても受け入れられない。要因の一つは、「Dランク」の評価が存在することである。他の要因もあるかもしれない。「原爆遺跡」についての定義が定まっていないことに加え、「原爆遺跡」としての存在意義は社会的に認知度が低下しつつある実態となっている。一部「大正建築」という古さから価値を評価して保存の意見を挙げる観点もあるが、被爆の歴史を何らかの形で伝える役割が、この建物は持てると考える。ただし、このような役割を与えるか、どう持たせるかは、鍵となる。



図1 旧長崎警察署の現在の外観（筆者撮影）

（写真の左、木の後部に見える建物の一部は戦後建てられた元県庁舎本館で、現在は解体された。）



図2 被爆後の長崎県庁周辺の航空写真

（画面中央は当時の県庁舎、その右隣は当時の長崎警察署）

（写真は原爆資料館提供）

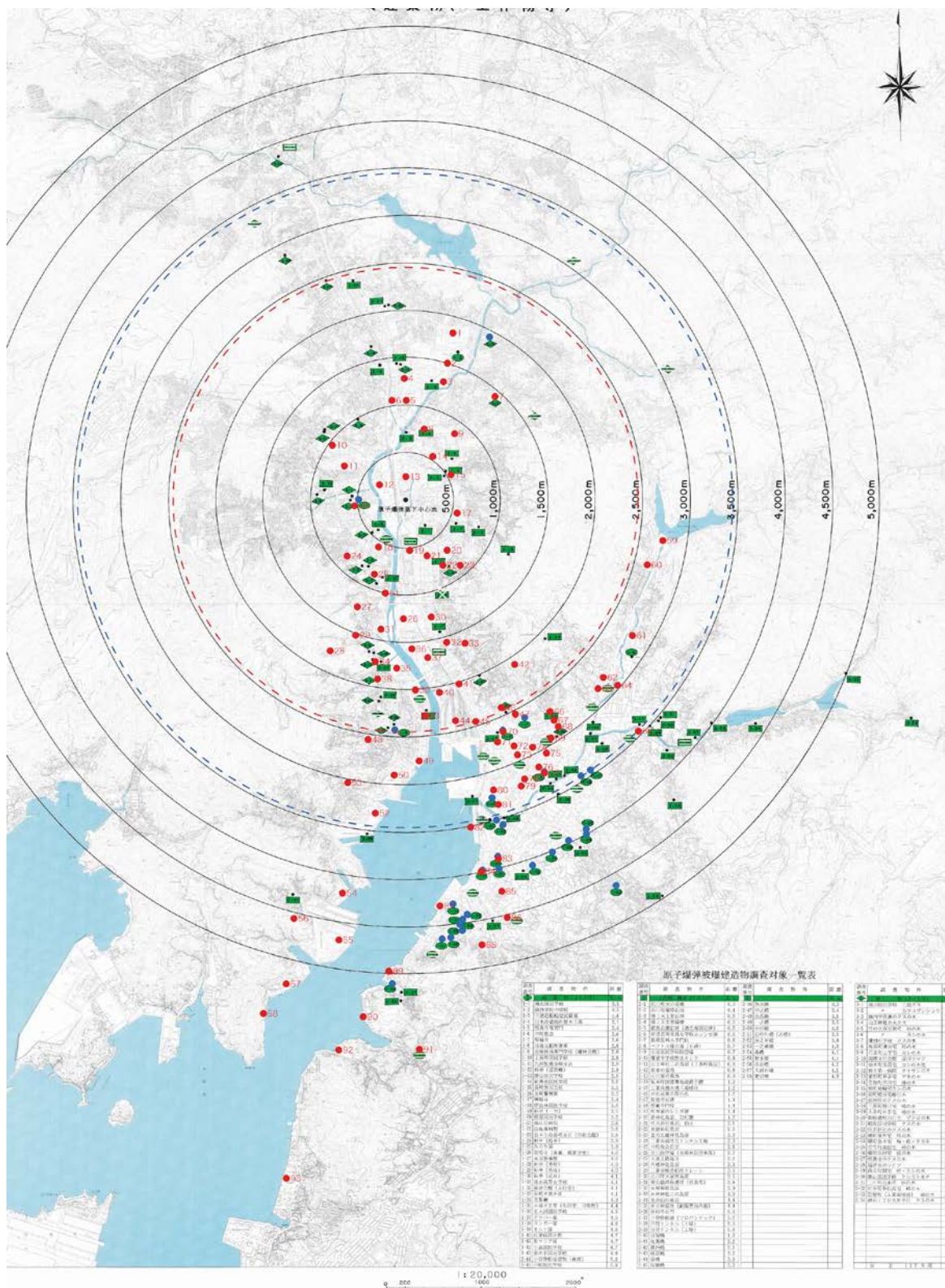


図3 長崎市作成の「被爆建造物等」の一覧（長崎被爆50周年事業「被爆建造物等」の付録図面を元に作成）
 （図中の赤い点は1945年米国戦略爆撃調査団の調査したポイントで、比較のために筆者が加えた。その他の緑の点は長崎市がリストアップした「被爆建造物等」である。ただし、リストアップ後、消失したものについては白い2本線を入れて記した。）

4. 原爆遺跡と都市計画

前項で触れた原爆遺跡の「場所性」という特徴は、都市空間との関係性を軽視できないことを意味する。都市の特定の場所にある以上、「原爆遺跡」にする場合は、都市計画における位置づけが重要となる。より明確な計画理念のもとで対処されるからである。もともと、被爆は都市範囲に広がったもので、今日に至っても、被爆遺跡や遺構は数が少なくなったものの、都市範囲に散在している。いまだ使用され、或いは特別に保存されているもの（例えば文化財となっているもの）を除けば、残っている理由は、まだ未開発か、建て替えられていなかったか、という偶然的な要因によるものが多い。したがって、このままにしていけば、消滅していくことは時間の問題である。長崎市の場合は、調査を行った被爆 50 周年の 1995 年ごろから現在に至って、当時リストアップされた 120 件余りの「被爆建造物等」から一部分が滅失した。公共か民間か問わず、いざ建て替えとなると、ほとんど議論の余地がなく、たちまち取り壊されていく。当時リストアップされなかったもの（400 件余り）の中からも相当の数のものが滅失したと考える。図 3 はリストアップされたものと原爆直後に米軍調査したポイントを示したものである。存在実態は実にバラバラである。ランク分けが行われていても、一定の論理において再整理しない限り、まとまりはないことは、変わりはない。

都市計画に組み込まれることはその場所における長期的な位置づけが可能となり、将来に向けての方向性が明確になる。そして、個々別々の物が一定のストーリーにおいて組み込まれることが可能となる。原爆遺跡は主に「平和学習」の資源として利用される。基本的に「観光資源」の一つとして組み込まれることになると思う。その場合は、個々の点だけではなく、それに至る線の計画的配慮は必要となろう。そして、他の観光資源との組み合わせ、空間デザイン面での配慮などを考慮する必要もあると考える。

「原爆遺跡」だからと言って、もっぱら被爆の主題に偏り、他の機能を疎外する必要はないと考える。例えば倉庫建築であったら倉庫として使い続けても良いし、先に挙げた旧長崎警察署の建物の場合は、補強修理してから市民利用の会議室や教室として利用し続けても方法の

一つである。異なる使用機能と主題のオーバーラップを可能にすることは原爆遺跡を無理なく保存する方法の一つとなるのではないか。これについてまた別の機会に踏み込んだ考察をしたい。長崎における原爆遺跡の現状を見ていくと、都市計画的な位置づけが十分に見られないところに課題があるように感じる。都市観光の目玉は、明治産業遺産やキリスト関連遺産に力をいれられるものの、被爆の歴史を巡る主題はそれほど力点が置かれず、他の観光資源とのオーバーラップは課題となっている。被爆の問題はしばしば「ヒパクシャ」の問題として扱われる傾向が強く見られ、普遍的なアプローチや多様な参加プロセスのための土台作りはやや不足している。毎年原爆の日、多くの外国人が被爆地に訪れてくる実態を見ていると、被爆の歴史は普遍的な関心を持たれることが分かる。そこで、「原爆遺跡」は一種の都市的な場所として、プロセスの多様性のための土台を広げることができないのではないかと考える。

いざ「原爆遺跡」と定めると、残し方を考えなければならず、多面的な工夫が必要となる。保存するか否か、保存する場合は修繕をかけるか現状のままか、修繕してさらに利用する場合は被爆テーマに限定するか一般の利用とするか、などなど、可能性が開かれていると考える。筆者としては、前文で挙げた「被爆の背景」、「現在の背景」、「将来の見通し」という総合的な観点から、残すもの（原爆遺跡として）と残さないものを再整理する必要性を感じており、このような視点から調査と検証を進めたいと考える。

5. 終わりに

以上において、本稿は原爆遺跡の概念から出発して、原爆遺跡の存在における歴史的な意味と都市計画的な意味を問い掛けつつ、現在の被爆関連の遺跡・遺構の抱えている問題点も触れてみた。原爆遺跡の保存の問題は戦後にわたっていろいろな機会において議論されてきているが、定義をはじめ、保存と利用の在り方についても研究しつくされていないと考える。過去に行われた選別と「ランク付け」も必ずしも十分な根拠が提示されたわけではない。被爆の歴史を記憶するというだけの理由では不十分で、保存につながらないことは過去の実体から示

されている。筆者は「被爆の背景」、「現在の背景」、「将来の見通し」という観点から評価し、そして都市計画的な位置づけが得られるものが「原爆遺跡」となる保存の根拠が得られやすくなるを考える。したがって、この観点から見ると、現存する遺構は、史跡登録がされたものを除けば、不確かな立場にあるものが多い、と言える。

被爆の歴史を記憶し、より普遍的な平和を考える場の提供のために、資料館の資料だけではカバーできない情報を、原爆遺跡は補ってくれることが可能である。そして、適切に保存されたものは史料の面にとっても、観光の面にとってもプラスに働くと筆者は考える。そういう意味で、原爆遺跡を効果的に保存することが重要であると考え、その必要性も感じている。現在のような消極的な保存から積極的な保存へ転換するために、市民、行政、学際など多方面の努力が不可欠である。

原爆遺跡の評価を再検討する必要はあり、現状のままでは新しい可能性は生まれにくく、新しい取り組みが必要ではないか、と感じている。新しい視点から考察と研究をさらに深めていきたいと考える。

謝辞

本研究は JSPS 研究費 (JP17K02149) の助成を受けたものである。研究に際して、長崎原爆資料館から資料を提供していただいている。

参考文献

- (1) 長崎の原爆遺構を記録する会編、原爆遺構 長崎の記憶、海鳥社、1993.7
- (2) 長崎市編、長崎被爆50周年事業 被爆建造物等の記憶、長崎市、1996.3
- (3) 前掲(2)と同じ
- (4) 李桓、長崎市における「被爆建造物等」の保存の課題、長崎総合科学大学地域科学研究所『地域論叢』No.33、2018.3、pp9-15
- (5) 李桓、長崎の被爆建造物の保存と活用について、長崎総合科学大学地域科学研究所『地域論叢』No.35、2020.3、pp29-38。(本稿においては、「被爆建造物

等」にリストアップされていない坂元町の清水橋に触れている。)

- (6) 李桓、被爆建造物をどう保存するか～旧長崎警察署を巡る課題、長崎総合科学大学平和文化研究所『平和文化研究』No.38、2018.3、pp41-51。および、李桓、被爆建造物の保存を巡る課題～旧長崎警察署に焦点を当てて、日本建築学会九州支部研究報告集、No.58、2019.3、pp417-420